

## 国民健康保険

国保被保険者の皆さん  
所得の申告を忘れずに

国保イメージキャラクターの川崎宗則さん

■国民健康保険に加入している  
方は、所得の申告が必要で

国民健康保険は、所得によって国民健康保険税の額や医療費の自己負担限度額などを計算します。国保被保険者で前年中（1月～12月）の収入がない人や収入が障害年金・遺族年金のみの人も、必ず申告をしましょう。

## ■申告をしないと、国保税の軽減が受けられません

国民健康保険には、所得額によって国民健康保険税が軽減される措置があります。

しかし、申告をしないと所得の額が分からないため、国保税の軽減措置が受けられませんのでご注意ください。

## ■申告をしないと、医療費の限度額認定が受けられません

国民健康保険における医療費の自己負担限度額判定も、所得額に応じて行われます。

仮に収入が何もなくても、申告をしないと正しい判定ができません。申告をしないと、急な病気やけがで入院し高額な医療費が掛かった場合、医療機関での窓口負担が高額になることがあります。

## ■期間内に申告をしましょう

申告が遅くなると、国保税の軽減措置が受けられずに高い税額を納めていたたり、後で所得が判明した時に国民健康保険税を追加で納めていたたりする場合があります。

申告期間は毎年2月中旬から3月中旬までです。期間内に申告していただくことが国保の適正な運営につながりますので、皆さんのご協力をお願いします。

申告についての詳しいことは、町税務課にお問い合わせください。

## ▼申告についてのお問い合わせ先

町税務課  
☎096・234・1112  
(内線115)

## 国民年金

国民年金保険料  
2年前納制度のご案内

詳しくは町住民生活課にお問い合わせください

■2年間で15,000円程度の  
割引になります

2年度分の国民年金保険料をまとめて納める「2年前納」をご利用いただくと、毎月納付する場合に比べ、2年間で15,000円程度の割引になります。

なお、平成29年から、これまでの口座振替に加え、新たに現金またはクレジットカード納付による2年前納が可能になりました。

## ■平成29年度の割引額

口座振替2年前納の割引額は、15,640円、現金およびクレジットカード納付による2年前納の割引額は14,400円です。

※保険料額は厚生労働省告知により確定した金額です。

※（かつこ内）は、毎月納める場合と比較した割引額です

●口座振替による保険料額と割引額

・6カ月前納 97,820円  
(1,120円)  
・1年前納 193,730円  
(4,150円)  
・2年前納 378,320円  
(15,640円)

※実際に口座から引き落とされる金額は、「国民年金保険料口座振替額通知書」にてご確認をお願いいたします。

●現金およびクレジットカード納付による保険料額と割引額

・1年前納 194,370円  
(3,510円)  
・2年前納 379,560円  
(14,400円)

※実際にクレジットカードで立替納付される金額は、「国民年金保険料クレジット納付額通知書」にてご確認をお願いします。

## ▼お問い合わせ先

熊本東年金事務所  
☎096・367・8144

町住民生活課 ☎096-234-1113 (内線104)

## 災害公営住宅

■災害公営住宅の入居申し込み  
は2月28日（水）まで

町では、3地区に建設する災害公営住宅の入居者を募集します。

## ●入居資格（いづれにも該当）

①平成28年熊本地震により滅失した住宅に居住していた者  
・被災証明書で「全壊」「大規模半壊」、または「半壊」で解体を行う者

②熊本地震により住宅を滅失または取壊しを余儀なくされ、安定して居住できる住まいがない者

③被災者生活再建支援（加算支援金）を申請していない者

④申請者および入居者が暴力団員ではないこと

## ●募集戸数

・甲佐団地（仮称） 30戸

住宅  
営募  
公者  
害居  
災入

入居開始は平成31年春予定

・乙女団地（仮称） 12戸  
・白旗団地（仮称） 10戸

## ●申込方法

「災害公営住宅入居申込書」に必要事項を記入の上、添付書類を添えて町建設課に申し込むこと（申し込みは1団地のみ）。

## ※添付書類

所得証明書、住民票、被災証明書など

## ●申込期限

2月28日（水）

## ●申込受付時間

午前8時30分～午後5時  
月～金曜日（祝日を除く）

## ●入居開始時期

・乙女、白旗団地（仮称）  
平成31年春予定

・甲佐団地（仮称）  
平成31年春予定

※工事工期の関係により、入居時期が変更になる場合があります。

●そのほか  
①家賃、電気代、水道代、ガス代および共益費、管理組合費などは入居者負担

②ペットの飼育不可 など  
▼お申し込み・お問い合わせ先  
町建設課

☎096・234・1183  
(内線161)

町建設課 ☎096-234-1183 (内線161)

## 男女共同参画

■平成30年度男女共同参画週間  
キャッチフレーズを募集

内閣府男女共同参画局では、平成30年度男女共同参画週間（6月23日～29日）の趣旨を広く浸透させるためのキャッチフレーズを募集しています。

2020年夏にわが国で開催される東京オリンピック・パラリンピックは、スポーツへの関心を高める絶好の機会です。しかし日本では、アスリートのみならず運動を楽しむかと思っている場においても、それに関わる指導者や競技団体の役員など、スポーツに関わるあらゆる分野で女性数は少数です。

スポーツに関わるあらゆる分野において女性が増えることにより、さまざまなスポーツの場で、一般、学

男女共同参画週間の  
キャッチフレーズを募集

平成28・29年度の男女共同参画週間ポスター

生、アマチュア、プロを問わず、男性も女性も誰もが、よりスポーツに親しみ、チャレンジし、活躍することができるようになるためのキャッチフレーズを募集しています。

## ●応募資格

どなたでも応募できます。ただし、応募作品は未発表の自作のものに限られます。

## ●募集テーマ

スポーツに関わるあらゆる分野での女性の参画を推進し、さまざまなスポーツに男性も女性も親しみ、チャレンジし、活躍できるようにするためのキャッチフレーズ

## ●応募期限

2月28日（水）

## ●応募方法

内閣府男女共同参画局のサイトのキャッチフレーズ募集ページから、応募フォームに必要事項を入力してご応募ください。お1人何作品でもご応募可能です。

## ▼内閣府男女共同参画局サイト

URL <http://www.gender.go.jp/public/week/week.html>  
※入賞者には、4月中旬に通知する予定です。

町総務課 ☎096-234-1140 (内線223)